

# 特定非営利活動法人 ひじサポートセンター2002 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ひじサポートセンター2002という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大分県速見郡日出町大字川崎5814番地1におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は高齢者福祉に対する支援及び乳幼児の家族に対する支援を行うことにより心豊かで充実した生活に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 子どもの健全教育を図る活動。

(活動に関わる事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 高齢者及びその家族に対する支援
    - ・ 除草作業
    - ・ 植木の剪定および消毒

- ・大工仕事
  - ・清掃作業
  - ・話し相手・散歩の手伝い
  - ・趣味の手伝い
  - ・病院への送迎
  - ・家事（掃除・洗濯・簡単な料理）
  - ・介護者への支援
- ②乳幼児及びその家族に対する支援
- ・乳幼児の子守
  - ・保育園の送迎
  - ・留守番
- ③その他高齢者及び乳幼児及びその家族の生活のサポートを行う活動

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会しこの法人の事業を賛助・後援する個人及び団体で総会における議決権を有しないもの。

#### (入会)

第7条 会員の入会については特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 3 賛助会員として入会しようとするものは申込書により理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は、前2項のもの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の理由に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の理由に該当するに至ったときは総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表しその業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の決議に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき。
  - (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第22条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金（その事業年内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から召集があったとき。

(召集)

- 第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き理事長が召集する。
- 2 理事長は前条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときはその日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項及び第51条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事をもって理事会を構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定数で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から召集の請求があったとき

(召集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当る。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理しその方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設立及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければ

ならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに大分合同新聞に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	城内 泰司
副理事長	佐藤 二郎
理事	大神 公明
理事	名倉 利生
常務理事	佐藤シノブ
監事	村田 利生
監事	矢野 久士

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

I 入会金	1000円
II 年会費	2000円